

伊賀市告示第 239 号

伊賀市電力データと AI によるアウトリーチ型フレイル予防事業実施要綱を次のように定める。

令和 7 年 7 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市電力データと AI によるアウトリーチ型フレイル予防事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、高齢者に対し、家庭の電力データと AI（人工知能）により、要介護状態になる前の虚弱な状態（以下「フレイル」という。）を早期に検知し、伊賀市が必要な介入を行うとともに、生活習慣の改善等を促す情報及び各種行政情報等をアウトリーチ型で発信することにより、高齢者が自身の健康状態を知り、生活習慣を見直すことで健康寿命の延伸に繋げることを目的とする。

(実施主体及び委託)

第 2 条 伊賀市電力データと AI によるアウトリーチ型フレイル予防事業（以下「事業」という。）の実施主体は、伊賀市とする。ただし、当該事業の一部について、市長が適切に実施することができると認めた者に委託することができる。

(事業の内容)

第 3 条 市長は、第 1 条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 電力データと AI（人工知能）を活用したフレイルリスクの早期検知
- (2) 前号の早期検知に係るフレイルリスクに応じた訪問活動等の必要な介入
- (3) 健康増進に関する情報、フレイル予防に関する情報及びその他各種行政情報のアウトリーチ型発信

(事業の対象者)

第 4 条 事業の対象者は、市内に居住し、市内に住所を有するひとり暮らしの者であり、かつ、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 50 条及び第 51 条に規定する後期高齢者医療制度の被保険者である者のうち、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 27 条の規定による要介護認定及び同法第 32 条の規定による要支援認定を

伊賀市告示第 243 号

伊賀市ふるさと風景づくり助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 7 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市ふるさと風景づくり助成金交付要綱の一部を改正する告示

伊賀市ふるさと風景づくり助成金交付要綱（平成 21 年伊賀市告示第 2 号）の一部を次のように改正する。

様式第 2 号中「第 8 条第 2 項第 6 号」を「第 8 条第 2 項」に改め、「「市長が必要と認める書類」として次の」を削る。

附 則

この告示は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

伊賀市告示第 236 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 22 年伊賀市告示第 149 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 7 月 3 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

前川区

代表者の氏名 林 利廣

代表者の住所 伊賀市柘植町 8806 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 丸山 好行

新代表者の氏名 林 利廣

旧代表者の住所 伊賀市柘植町 9814 番地

新代表者の住所 伊賀市柘植町 8806 番地

3 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 237 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 26 年伊賀市告示第 177 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 7 月 3 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

丸柱区

代表者の氏名 福森 敬典

代表者の住所 伊賀市丸柱 1321 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 中井 洸一

新代表者の氏名 福森 敬典

旧代表者の住所 伊賀市丸柱 1258 番地の 2

新代表者の住所 伊賀市丸柱 1321 番地

3 変更の年月日

令和 7 年 5 月 25 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 240 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により令和 3 年伊賀市告示第 156 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 7 月 4 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

西湯舟区

代表者の氏名 藤林 敏治

代表者の住所 伊賀市西湯舟 3199 番地の 3

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 森田 克義

新代表者の氏名 藤林 敏治

旧代表者の住所 伊賀市西湯舟 1530 番地

新代表者の住所 伊賀市西湯舟 3199 番地の 3

3 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 241 号

伊賀市ふるさと応援寄附金取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 7 月 4 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市ふるさと応援寄附金取扱要綱の一部を改正する告示

伊賀市ふるさと応援寄附金取扱要綱（平成 20 年伊賀市告示第 162 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「5,000 円」を「1,000 円」に改める。

附 則

この告示は、令和 7 年 7 月 4 日から施行する。

伊賀市告示第 242 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 24 年伊賀市告示第 2 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 7 月 10 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

中友生区

代表者の氏名 松本 次夫

代表者の住所 伊賀市中友生 403 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 富田 茂昭

新代表者の氏名 松本 次夫

旧代表者の住所 伊賀市中友生 24 番地

新代表者の住所 伊賀市中友生 403 番地

3 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 244 号

青山保健センターの利活用に係る公募型プロポーザル審査委員会設置要綱を次のように定める。

令和 7 年 7 月 10 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

青山保健センターの利活用に係る公募型プロポーザル審査委員会設置要綱
(設置)

第 1 条 青山保健センターにおいて、施設全体の管理運営業務を効率的、効果的に行うため、既存施設の改修、改築による活用並びに運営を行い、地域の健康増進事業を継続して行うにあたり、その貸付先となる事業者（以下「事業者」という。）を公平かつ適正に選定するため、附属機関の設置等に関する条例（平成 19 年伊賀市条例第 31 号）第 2 条及び伊賀市プロポーザル方式実施要綱（平成 25 年伊賀市告示第 176 号）第 7 条の規定に基づき、青山保健センターの利活用に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、事業者の選定について、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 募集要項の確認に関する事務
- (2) 評価の基本方針の設定に関する事務
- (3) 事業計画書等の審査及び事業者の選定に関する事務
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、事業者の選定に関し必要な事務

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 6 人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 社会福祉法人伊賀市社会福祉協議会の代表者
- (2) 伊賀市健康づくり推進協議会から選出する者
- (3) 阿保地区住民自治協議会の代表者
- (4) 経理に関する専門的知識を有する者

(5) 伊賀市健康福祉部長

(6) 伊賀市財務部長

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事務が完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が選任されていない場合は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は非公開とする。ただし、会議録は、伊賀市情報公開条例（平成16年伊賀市条例第15号）第7条各号に該当する情報を除き、公開とする。

(委員会の開催方法の特例)

第7条 委員長は、適切かつ効果的な委員会の運営の観点から必要と認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法を活用した会議を開くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た情報（市又は委員会が公表した情報を除く。）を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員の排斥)

第9条 委員は、第2条に規定する所掌事務に関し、自己又は三親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、健康福祉部健康推進課が行う。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年7月10日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、第2条に規定する所掌事務が完了した日の属する年度の3月31日限り、その効力を失う。

伊賀市告示第 245 号

伊賀市要保護児童及びDV対策地域協議会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 7 月 15 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市要保護児童及びDV対策地域協議会設置要綱の一部を改正する告示
伊賀市要保護児童及びDV対策地域協議会設置要綱（平成 21 年伊賀市告示第 143 号）
の一部を次のように改正する。

別表中	福祉関係	三重県伊賀児童相談所	を
		三重県女性相談所	
		伊賀市社会福祉協議会	
		児童家庭支援センター	
		伊賀市民生委員・児童委員連合会	
		伊賀市立保育所（園）	
		伊賀市社会事業協会立保育所（園）	
		伊賀市健康福祉部	
	警察・司法関係	伊賀警察署	」
		名張警察署	
		伊賀少年サポートセンター	
		弁護士（会）	

福祉関係	三重県伊賀児童相談所
	三重県女性相談支援センター
	伊賀市社会福祉協議会

	児童家庭支援センター「あかり」
	伊賀市民生委員・児童委員連合会
	伊賀市立保育所（園）
	私立保育所・園及び私立幼稚園
	伊賀市健康福祉部
警察・司法関係	伊賀警察署
	名張警察署
	三重弁護士会

に、

」

「

教育関係	伊賀市教育委員会
	伊賀市立幼稚園
	伊賀市小中学校校長会

「

を

教育関係	伊賀市教育委員会
------	----------

に

」

」

改める。

附 則

この告示は、令和7年7月15日から施行する。

伊賀市告示第 246 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 16 年青山町告示第 35 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 7 月 15 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

上津の郷

代表者の氏名 藪根 昭義

代表者の住所 伊賀市伊勢路 745 番地

2 変更事項

(1) 規約に定める目的

旧目的 (5) 町行政への連絡と協力及び参画に関する事業

新目的 (5) 市行政への連絡と協力及び参画に関する事業

(2) 区域

旧区域 名賀郡青山町伊勢路区、下川原区、北山区、勝地区、妙楽地区及び瀧区の全区域

新区域 伊賀市伊勢路区、下川原区、北山区、勝地区、妙楽地区及び瀧区の全区域

(3) 事務所の所在地

旧事務所の所在地 名賀郡青山町北山 1345 番地の 1

新事務所の所在地 伊賀市北山 1345 番地の 1

3 変更の年月日

令和 7 年 7 月 3 日

4 変更の理由

規約の一部改正による変更

伊賀市告示第 247 号

伊賀市観光インフォメーションセンター運営要綱を次のように定める。

令和 7 年 7 月 18 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市観光インフォメーションセンター運営要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、伊賀市の魅力を発信することで、観光客を誘致し、地域経済の活性化に貢献するとともに、訪れる観光客等の利便を図り、地域の人々との交流の場を提供することで、観光客等の満足度向上に貢献するため、伊賀市観光インフォメーションセンター（以下「センター」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(位置)

第 2 条 センターの位置は、伊賀市上野丸之内 116 番地とする。

(業務)

第 3 条 センターは、次の業務を行う。

- (1) 市内観光資源に関する情報の収集及び観光客等への情報提供に関すること。
- (2) 市内観光資源に関する観光客等からの照会に対する対応及び説明に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市の観光施策に資することで、市長が必要と認めること。

(休業日及び開設時間)

第 4 条 センターの休業日は、12 月 29 日から翌年の 1 月 1 日までとする。

2 センターの開設時間は、午前 9 時から午後 6 時までとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、休業日及び開設時間を臨時に変更することができる。

(入館者の遵守事項)

第 5 条 センターの入館者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 他人に危害又は迷惑をかけないこと。
- (2) 施設、付属設備等を損傷し、又は滅失させないこと。

(3) 所定の場所以外において、火気を使用しないこと。

(運営の委託)

第6条 市長は、センターの運営の全部又は一部を法人その他の団体に委託することができる。

(報告義務)

第7条 前条の規定により運営を委託された法人その他の団体は、センターの利用状況を毎月市長に報告しなければならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年7月19日から施行する。

伊賀市告示第 248 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 17 年伊賀市告示第 131 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 7 月 29 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

伊賀市上野寺町自治会

代表者の氏名 古川 靖将

代表者の住所 伊賀市上野寺町 1227 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 坂下 充信

新代表者の氏名 古川 靖将

旧代表者の住所 伊賀市上野寺町 1181 番地

新代表者の住所 伊賀市上野寺町 1227 番地

3 変更の年月日

令和 7 年 5 月 25 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更